

防災講話を2件実施しました。

4月も皆さまのご希望により防災講話を実施しました。

10日に行われた屈斜路自治会防災会議では、最近発生した災害状況などの説明、避難所などで利用する段ボールベッド作成体験を実施。同自治会では近年多発している自然災害に備えるため、地域の防災体制や地区防災体制マップを作成し、毎年地域での訓練を実施することが決まりました。

16日に行われた川湯保育園保護者会では、災害発生時における保育園の役割やご家族に安心していただける防災対応策についてお話をしました。

本コーナーでは「自助」として備蓄しておいた方がよいものやスマホに入れておく役立つアプリなどを紹介してきましたが、防災に関する質問や要望などございましたら、お気軽にお問い合わせください。



令和6年度弟子屈町総合防災訓練を実施します。

能登半島地震の発生もあり、4年ぶりに大地震発生を想定した町総合防災訓練を8月4日(日)に、摩周観光文化センターで実施する方向で計画中です。訓練の目的は避難などの初動対応であり、町の災害対応能力の維持・向上、住民の皆さまの安全の確保や不安の緩和・軽減に役立つことを目指しています。

本コーナーでも随時、準備状況をご報告しますが、多くの皆さまに本訓練へのご参加を賜りますよう、よろしくお願いします。

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎482-2912 (課直通)

エコの すすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って…？

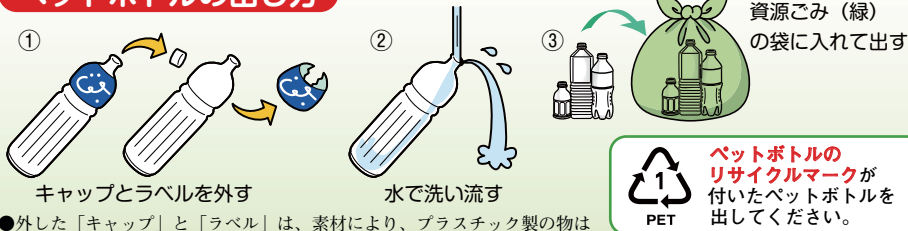
元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



ペットボトルの分別は正しくできていますか？

令和3年度から、ペットボトルを捨てる際、キャップを外すのに加えラベルも外すように分別方法が変更されています。改めて確認をしていただき、正しい方法での分別にご協力をお願いします。

ペットボトルの出し方



●外した「キャップ」と「ラベル」は、素材により、プラスチック製の物はプラスチック類へ、紙製の物は燃やせるごみへ、金属製の物は燃やせないごみへ分別してください。

●調味料のふたや紙ラベルなど外すのが難しい物は、そのまま出してください。

ペットボトルのリサイクルマークが付いたペットボトルを出してください。

「お茶」「ジュース」「しょうゆ」「みりん」など飲料用・食品用のペットボトルが対象になります。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎482-2934 (課直通)

「ふるさと納税」

返礼品協力事業者を募集します

町では、まちの価値向上や魅力を積極的に伝えようと、本町を応援していただける方を増やすことを目的に、現在の返礼品を更に充実させるための協力事業者を募集します。

応募される場合は下記の日時に「応募用紙」を提出して下さい。なお、返礼品はモノだけではなく、宿泊、体験などのサービスも可能ですが応募には条件がありますので事前にご確認ください。



●応募用紙・配布場所／役場まちづくり政策課、川湯支所、摩周湖観光協会に用意しています。

町ホームページからもダウンロードできます。

希望者にメール送信致します。

●応募受付日時／6月13日(木)12時までメール送信(随時受付)
(furusato_teshikaga@town.teshikaga.hokkaido.jp)

●採用の可否は「ふるさと納税返礼品審査会」で決定します。

●既に返礼品協力事業者となられている方は、あらためての応募は不要ですが、返礼品を変更、追加される場合のみ応募をお願いします。

▶町ホームページ／<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/2/2790.html>

問い合わせ先／役場まちづくり政策課ふるさと納税推進係 ☎482-2923 (課直通)

9〇〇草原レストハウスを活用しませんか？

町では、9〇〇草原レストハウスを使用し、飲食物の提供や物販を行う町民の方を募集します。

- 貸付期間 令和7年5月1日(木)～令和10年3月31日(火)
※上記期間の内、営業期間は毎年5月1日～10月31日までとなります。
- 貸付施設 9〇〇草原レストハウス(中にある設備も含む)
- 使用料金 1か月 37,359円 ※毎年金額は変動します。
- 応募資格 ①9〇〇草原展望館付帯施設に来場する町民の方や観光客の方に、厨房や食堂施設などを利用して飲食物の提供や物販などができる方
②飲食物提供・販売に際し必要な許可や免許を有する方
③町税などを滞納していない方
- 申請受付期間 6月3日(月)～6月21日(金)
- 申請方法 電話または電子メールにて下記の事をご連絡ください。
①使用者氏名・住所・連絡先
②提供する飲食物や販売する物品の内容
- 使用者の決定について 申請受付終了後に内覧会および説明会を実施し、次年度の営業に向けて設備などの協議をした上で使用希望者が多数の場合は、内容を審査し、選考します。
内覧会は6月24日(月)～6月28日(金)で予定しております。

その他詳しくはお問い合わせください

問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎482-2936 (課直通)
メールアドレス nourin@town.teshikaga.hokkaido.jp